

太子町早期経営改善計画策定促進補助金

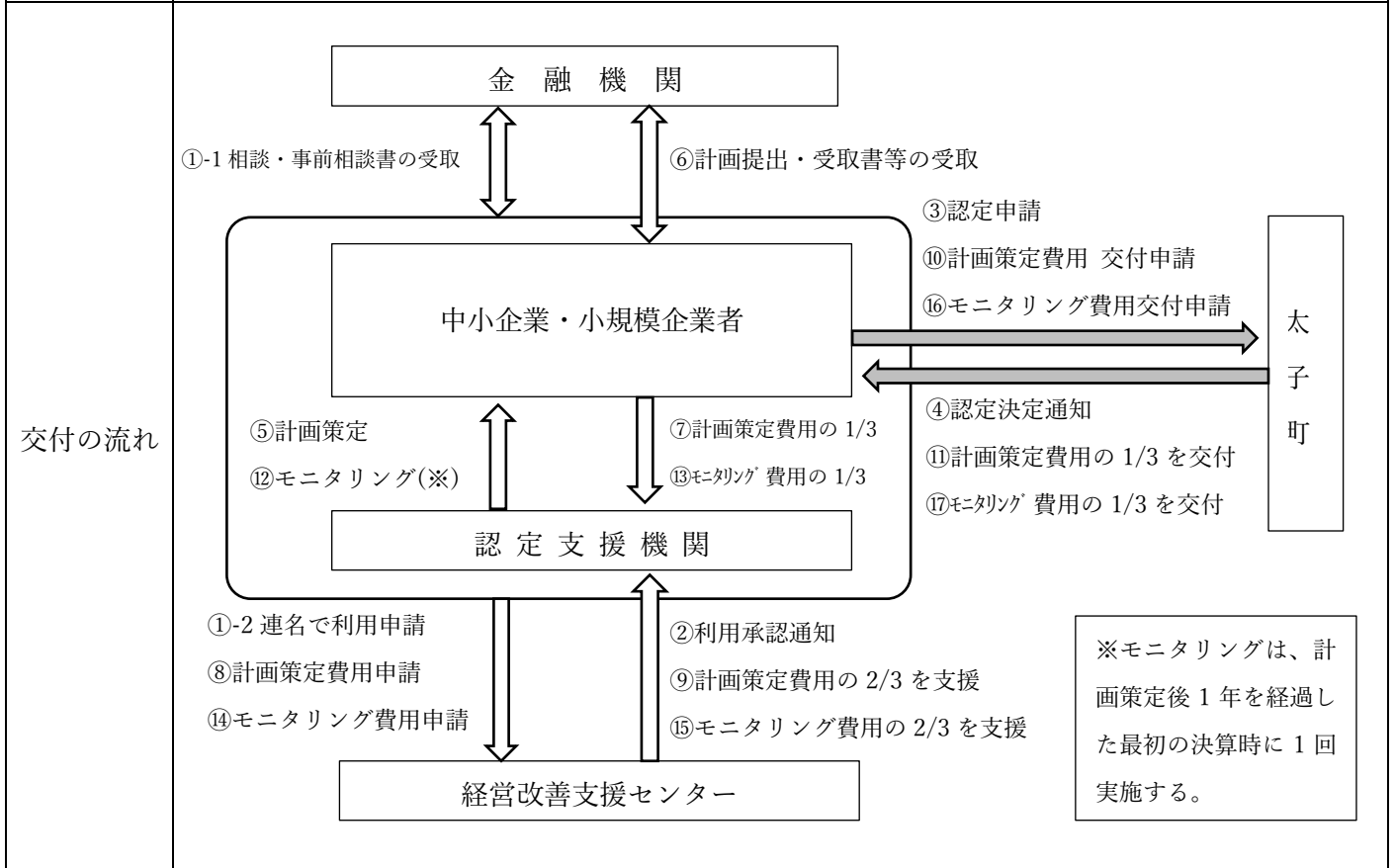
概要

早期経営改善計画の策定により、自己の経営改善、成長を図る町内中小企業・小規模事業者を対象に、経営改善支援センターが補助する早期経営改善計画策定費用及びフォローアップ費用を補助します。

※町への認定申請の前に、経営改善支援センターへ利用申請を提出し、承認を受ける必要があります。

- 対象者**
- ・経営改善支援センターの早期経営改善計画策定支援を受けた者
 - ・太子町に主たる事務所（法人：本社／個人事業主：主たる店舗等）を置く中小企業者
 - ・町税等の滞納がない者

補助額 経営改善支援センターの支援額の 1/2（千円未満切り捨て）



- 提出書類**
- 認定申請**
- ・経営改善支援センターの早期経営改善計画策定支援の利用承認を受けていることが確認できるもの（経営改善支援センターから認定支援機関等に発行される利用申請受理通知の写し）
 - ・経営改善センターに提出した申請者の概要の写し
 - ・（法人の場合）履歴事項全部証明書
 - ・（個人事業主の場合）主たる店舗等を太子町内に有する証明するもの
 - ・町税等の完納証明書
 - ・誓約書
- 交付申請**
- ・経営改善支援センターの早期経営改善計画策定支援の利用が確認できるもの（経営改善支援センターから認定支援機関等に発行される費用支払通知等）
 - ・（計画策定費用）経営改善センターに提出した早期経営改善計画書
 - ・（モニタリング費用）経営改善センターに提出したモニタリング報告書

